

秋田市告示第207号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、第115条の30の規定により告示する。

令和8年6月3日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 和倉	サポート センター おぐら	秋田市河辺和田字 坂本北470番地1	令和8年6月1日	介護予防支 援